

# 子育てと働くこと、 両立できます！

## 育児短時間勤務制度って？

常勤職員のまま、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、希望する日及び時間帯において勤務することができる制度です。

働き方は、次の4パターンです。

- ① 1日3時間55分(週19時間35分)
- ② 1日4時間55分(週24時間35分)
- ③ 週3日(週23時間15分)
- ④ 週3日(内1日は3時間55分で週19時間25分)

- ・給与は、勤務時間に応じた額です。
- ・期間は、1か月以上1年以下です。終了後、1年間は同制度を取ることはできません。
- ・妻と夫が同時に取ることができます。
- ・後補充として、勤務しない時間、任期付き短時間勤務職員が配置されます。
- ・年休や特別休暇は全て取得できますが、勤務日数や勤務時間に合わせた時間になります。①のパターンの場合、1日を3時間55分と計算します。

## ○この他に、「部分休業」

という制度もあります。

無給で、勤務1時間当たりの賃金が減額されます。

1日2時間を上限として30分単位でとれます。

